伊藤眞『破産法・民事再生法（第４版）』訂正情報

本書の内容につきまして，下記のとおり誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

■892 頁４行目　「本書 173」を「本書 173 頁」と改める。

■1095 頁注 95 下から第２段落１行目　「……本書 1009 頁」を「本書 1015 頁」と改める。

■以上，2020 年 10 月 26 日追加■

■43 頁注 68 第２段落第１行目　「更生計画案に対して更生担保権の組が」→「更生計画案に対して更生担保権者の組が」と改める。

■49 頁注 77　「私的整理の特質は、取引債権者の権利……」を「私的整理の特質は、商取引債権者の権利……」と改める。

■67 頁注 111 第２段落下から４行目
「……事業再生手法としての　「会社整理計画」伊藤古稀 947 頁」を「……「会社整理計画」」伊藤古稀 947 頁と改める。

■309 頁注 上から 10 行目　「銀行法務 21　824 号 38 頁」を「銀行法務 21　824 号 28 頁」と改める。

■1036 頁注 57 末尾　「民事再生の手引 200 頁参照。」を「民事再生の手引〈第２版〉200 頁参照。」と改める。

■1070 頁注 47 第２段落上から５行目
「……適正な情報開示の上で（スポンサー選定のあり方〔鐘ヶ江洋祐〕）」を「……適正な情報開示の上で（スポンサー選定のあり方 77 頁〔鐘ヶ江洋祐〕）」と改める。

■以上，2019 年７月 26 日追加■

■413 頁２行目　「（相殺に関して本書 489 頁参照）」を「（相殺に関して本書 531 頁参照）」と改める。

■以上，2019 年６月４日追加■

■627 頁 1 行目　「(民 149 参照)」を「(改正民法 147 I 柱書かっこ書参照)」と改める。

■以上，2019 年 4 月 10 日追加■

■59 頁（凡例）伊藤・民訴法　の書誌情報を以下に替える。
伊藤・民訴法　伊藤眞・民事訴訟法〈第 6 版〉(2018 年，有斐閣)

■33 頁 15 行目　「優先弁済権」を「優先弁済」と改める。

■47 頁第 3 段落下から 3 行目　「法的接点」を「法的根拠」と改める。

■300 頁注 93）2 行目を以下に替える。
破産管財人の不作為によって生じたものとして財団債権（同④）となるから

■346 頁注 189）下から 3 行目　「法税 81 I」を「法税 81 の 3 I」と改める。

■410 頁第 3 段落上から 1 行目　「旧法下の近時の多数説」を「旧法下のその後の多数説」とする。

■416 頁注 125）　「注釈破産法（上）302 頁」を「注解破産法（上）302 頁」に改める。

■635 頁注 365）1 行目　「最判 4・11・17 金法 467 号 30 頁」を以下に改める。
最判 41・11・17 金法 467 号 30 頁

■743 頁注 223）　下から 2 行目「基本法 302 頁……1363 頁」を以下に改める。
基本法 302 頁〔前田博之〕，条解破産法〈第 2 版〉1363 頁参照)。

■775 頁 2 行目を以下に改める。
受けた日，または破産債権者が……

■1274 頁（事項索引）　ホッチ・ポット・ルール（国際破産）の参照ページを「268」に改める。

■1274 頁（事項索引）　レバリッジト・バイアウト（LBO）の参照ページを「583」に改める。

■以上，2019 年 2 月 6 日追加■